

公的資金の適切な運営・管理のためのコンプライアンス教育および誓約書に関する規則

平成 26 年 10 月 24 日制定

(目的)

第 1 条 この規則は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」（文部科学省：平成 26 年 2 月 18 日改正）において、機関に実施を要請する事項として規定されているもののうち、コンプライアンス教育および誓約書に関して定めることを目的とする。

(コンプライアンス教育)

第 2 条 ① 国、地方公共団体またはその外郭団体等（以下、「配分機関」という。）から慶應義塾（以下、「義塾」という。）に交付される公的資金（以下、「公的資金」という。）の運営・管理に関わるすべての教職員等は、公的資金の適切な運営・管理のために、不正防止対策の一環として義塾が実施するコンプライアンス教育を受けなければならない。

② コンプライアンス教育の対象となる教職員等の範囲は、以下のとおりとする。

1 教員

ア 専任教員

イ 非専任教員および研究員のうち、公的資金の運営・管理に関わる者

ウ 義塾が直接雇用していない研究者等のうち、公的資金の運営・管理に関わり、かつ他の機関に所属していない者

2 職員

ア 学術研究支援部門に所属する職員

イ 公的資金の運営・管理に関わる職員

ウ 公的資金で雇用されている職員

なお、上記ア～ウのうち、派遣職員については、原則として対象外とする。

3 学生

ア 学部生・大学院生のうち、公的資金に関わる者

(誓約書)

第 3 条 ①公的資金の運営・管理に関わるすべての教職員等は、コンプライアンス教育受講の機会等に、次の事項を含む誓約書を、提出しなければならない。

1 義塾および配分機関の規則等を遵守すること

2 不正を行わないこと

3 規則等に違反して不正を行った場合、義塾や配分機関の処分および法的な責任を負担すること

② 誓約書提出の対象となる教職員等の範囲は、前条第 2 項に拠る。

(事務)

第 4 条 この規則に係る事務は、学術研究支援部が主管する。

(細則の改廃)

第5条 この規則の改廃は、研究担当常任理事の発議に基づき、研究活動に関するコンプライアンス検討委員会の議を経て塾長が決定する。

附 則

この規則は、平26年10月24日から施行する。